

—気象に関する警報が発令された場合について—

気象に関する警報が発令された場合の対応は次のとおりとする。

1. 午前7時現在、多摩南部もしくは町田市、八王子市に暴風・大雨・暴風雪・大雪の警報のいずれかが発令された場合は、自宅待機とする。
2. 午前8時の時点で警報が解除された場合は、3校時から授業を行う。
3. 午前10時の時点で警報が解除された場合は、5校時から授業を行う。
4. 午前10時の時点で警報が解除されていない場合は、自宅学習とする。
5. 警報が解除された場合でも、登校時に利用している交通機関が運休しているなど、登校が困難と判断した場合は無理をせず、学校に連絡を入れて自宅で学習する。

※HPの更新については、遅れる場合もあります。